

平成31年度 平川市展示商談会等開催助成事業補助金のお知らせ

平川市では、独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大と新規需要開拓を目的として、県外の商談会等への出展に要する経費の一部を助成します。

1 対象事業

平成31年度中に県外で開催される商談会等[※]への出展事業。ただし、県内で開催する市が参加するイベント等へ出店する場合は、補助対象経費のうち展示装飾費の活用を認めます。

2 対象者

次に掲げる要件のすべてを満たすもの

①次のいずれかに該当するもの

ア 市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者等

イ 市のイベント活動に参加し物産の販売促進等をおこなう、市内に住所を有する個人事業者

ウ その他市長が適当と認めるもの

②市税に滞納がないこと

③この補助要綱による補助金の交付を受けていないもの

3 補助対象経費

経費区分	内 訳
1 出展料	小間代など出展に際してかかる経費
2 展示装飾費	小間を飾り付けるための経費 テーブルクロス、のぼり旗、看板、のれん等 (出店のある場合のみ県内でも認める)
3 搬送費	展示品の搬送に要する経費
4 交通費	(1)公共交通機関を利用した際の経費 (2)高速道路を利用した際の経費 (交通費は2人分までとする。)
5 宿泊費	(1)宿泊に要した経費又は1人1泊10千円のいずれか低い額 (2)展示会等の開催日の前後日を含めた泊数により算定した額を上限とする。 (3)食事代は対象外とする。ただし、宿泊費に食事代が含まれている場合は対象とする。 (宿泊費は2人分までを上限とする。)
6 資料制作費	広告宣伝(カタログ、パンフレット等の制作)に要する経費

4 助成内容

補助金の額は、対象経費の2分の1以内。補助金上限額20万円。

5 補助金交付に係る事務手続き

- ①交付申請書を市へ提出
- ②市が申請内容を審査し、適正と認められる場合、補助金交付決定通知を送付
- ③商談会等へ出展
- ④商談会等へ出展後、実績報告書を市へ提出
- ⑤市が報告内容を審査し、適正と認められる場合、補助金を交付

ご不明な点がございましたら、下記までお尋ねください。

平川市役所尾上分庁舎 商工観光課 商工係 Tel 0172-44-1111 (内線 2182)